

特定非営利活動法人パルシック
倫理および利益相反防止に関する規程

特定非営利活動法人パルシック（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意に基づき、地球上の人と人が相互に助け合う「民際協力」を通じて、紛争、貧困、環境問題の解決に寄与することを目的として公益に資する活動を行い、社会問題の解決に貢献することを使命とする。この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう努めなければならない。

（社会的信用の維持）

第1条

この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第2条

この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第3条

この法人は、法令やこの法人の諸規程のみならず、一般的社会規範を遵守し、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、休眠預金活用法第17条第3項で規定されている宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。

3 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、コンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第4条

役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第5条

この法人の役職員はすべての活動において、利益相反がないように、細心の注意を払わなければならない。その職務の執行に際しこの法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

2 この法人は休眠預金等交付金（休眠預金活用法 第8条に定める休眠預金等交付金という）を原資とする民間公益活動を行うに際して、

（ア）この法人が実行団体となる場合はその支援団体等を選定、監督するに当たり、この法人と支援団体等との間の利益相反行為を禁止する。

（イ）この法人が実行団体として支援事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を行ってはならない。

3 この法人は利益相反防止のため、役職員に対して定期的に【別紙】利益相反自己申告書を用いて利益相反に該当する事項について自己申告させるとともにその内容を確認し、迅速な発見及是正措置を講じ、必要に応じて適切な開示を行わなければならない。

4 前項による申告は、代表理事に対して書面で行うものとする。ただし、代表理事が複数存在する場合には、1名の代表理事に対する申告でも足りる。また代表理事が1名の場合に、当該代表理事による前項に基づく申告は、専務理事並びに事務局長に対して行うものとする。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第6条

役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

（セクシュアルハラスメントの禁止）

第7条

相手方の望まない性的言動により、他の職員に不利益を与えたり、就業環境を害すると判断される行動等を行ってはならない。

（マタニティハラスメント等の禁止）

第8条

他の職員の妊娠、出産、育児又は介護に関する言動並びにこれらを理由とする休業又は措置の利用等の妨げとなるような言動を行い、当該職員の就業環境を害すると判断される行動等を行ってはならない。

（パワーハラスメントの禁止）

第9条

職権などのパワーを背景にして、業務の範疇を超えて継続的に人格や尊厳を傷つけるような言動により、職員の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えると判断される行動等を行ってはならない。

（その他あらゆるハラスメントの禁止）

第10条

第7条から前条までに規定するもののほか、性的指向・性自認に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントにより、他の労働者の就業環境を害するようなことをしてはならない。

（情報開示及び説明責任）

第11条

この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第12条

この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（研鑽）

第13条

この法人の役職員は、関係する社会的課題の解決促進のために、常に自己研鑽に努めなければならない。

（改廃）

第14条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2026年4月1日から施行する。（2026年3月10日理事会決議）

【別紙】

利益相反自己申告書

特定非営利活動法人パルシック 代表理事 ●●●● 殿

* 申告対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日

申告すべき事項【申告の基準】	該当の有無 (○印を付す)	○有の場合、必要事項を記載して下さい。 ①当該行為をする理由 ②当該行為の内容 ③当該行為の相手方・金額・時期・場所 ④当該行為が正当であることを示す参考資料
1. 当団体からの支援を受ける可能性のある団体、又はこれらの団体になり得る団体等（以下「支援対象団体等」という。）の役職員又はこれに準ずるものに就くこと。	有 ・ 無	
2. 支援対象団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「支援対象団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、支援対象団体等又は支援対象団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。	有 ・ 無	
3. 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。	有 ・ 無	
4. 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。	有 ・ 無	
5. 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員から供応接待を受けること。	有 ・ 無	

6. 支援助成対象団体等役職員と共に旅行（当団体の業務に関連する場合を除く。）をすること。	有 ・ 無	
7. 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員をして、第三者に対し前 2 号から 7 号に掲げる行為をさせること。	有 ・ 無	

<注意事項>

- ① 上記の申告内容は、申告対象期間の申告をしてください。
- ② 上記申告内容に変更が生じた場合は、速やかに同申告書フォームで再申告してください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、別紙を添付してください。
- ④ 特定非営利活動法人パルシックはその申告内容を確認し、是正が必要な場合は利益相反回避要請等を通知します。特に問題がない場合は、通知しません。

誓約 私の利益相反の状況は、上記の通りであることに相違ありません。

特定非営利活動法人パルシックの事業活動の妨げとなる利益相反状態は、本申告以外に一切ありません。なお、社会的もしくは法的な要請があった場合、本申告書の内容を公開して差し支えないことを承諾します。

申 告 日：(西暦) 年 月 日

申告者名：(自筆) _____